

鯖江・丹生消防組合危険物規制規則

鯖江・丹生消防組合危険物規制規則（昭和44年鯖江・丹生消防組合規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第3章、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）および危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、法、令および省令において使用する用語の例による。

（仮貯蔵または仮取扱いの承認）

第3条 法第10条第1項ただし書の規定による指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し、または取り扱うことの承認を受けようとする者は、仮貯蔵または仮取扱いを開始する日の7日前までに、危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書（様式第1号）に仮に貯蔵し、または取り扱おうとする場所の見取図および構造図等を添えて、鯖江・丹生消防組合消防本部消防長（以下「消防長」という。）に提出しなければならない。

2 消防長は、前項の申請について、災害発生の防止上支障がないとして承認するときは危険物仮貯蔵仮取扱い承認書（様式第2号）に、承認しないときは危険物仮貯蔵・仮取扱い不承認通知書（様式第3号）に申請書1部を添付して申請者に交付する。

（製造所等の設置の許可）

第4条 法第11条第1項前段の規定による製造所、貯蔵所または取扱所（以下「製造所等」という。）の設置の許可を受けようとする者は、省令第4条第1項に規定する申請書を鯖江・丹生消防組合管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請について、令第3章に規定する基準に適合しているとして認めるときは許可書（様式第4号）に、認めないときは危険物製造所等設置不許可通知書（様式第5号）に申請書1部を添付して申請者に交付する。

（製造所等の変更の許可）

第5条 法第11条第1項後段の規定による製造所等の位置、構造または設備の変更の許可を受けようとする者は、省令第5条第1項に規定する申請書に作業明細書（様式第6号）および省令第6条第2項に規定する完成検査済証（当該変更をする前の製造所等に係るものに限る。）を添付し、管理者に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による申請書の提出があった場合について準用する。この場合において、同条第2項および様式第5号中「設置」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

（製造所等の仮使用の承認および承認の取消し）

第6条 法第11条第5項ただし書の規定による製造所等の仮使用の承認を受けようとする者は、省令第5条の2に規定する申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請について、災害発生の防止上支障がないとして承認するときは危険物製造所等仮使用承認書（様式第7号）に、承認しないときは危険物製造所等仮使用不承認通知書（様式第8号）に申請書1部を添付して申請者に交付する。

3 前項により仮使用の承認を受けた者は、仮使用を開始する日から、当該仮使用をする場所のうち見やすい箇所に、消防法による仮使用承認済（様式第9号）の掲示をしなければならない。

4 管理者は、第2項の仮使用の承認をした製造所等において、当該承認内容と異なる工事または仮使用が行われ、火災予防上危険と認めるときは、仮使用の承認を取り消し、危険物製造所等仮使用承認取消書（様式第10号）により申請者に通知する。

（製造所等の変更の許可および仮使用の承認の同時申請）

第7条 法第11条第1項後段の規定による製造所等の位置、構造または設備の変更の許可および同条第5項ただし書の規定による製造所等の仮使用の承認を同時に得ようとする者は、省令第5条の3に規定する申請書を管理者に提出しなければならない。

2 第4条第2項および前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による申請書の提出があった場合について準用する。この場合において、第4条第2項および様式第5号中「設置」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

（危険物基準の特例適用の承認）

第8条 令第9条第1項第1号ただし書（令第10条、第11条、第16条および第19条において準用する場合を含む。）または令第23条の規定により製造所等の技

術上の基準について基準の特例を申請しようとする者は、危険物基準の特例適用申請書（様式第11号）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、提出された申請書のうち1部に必要な事項を記入し、承認済の印証（様式第12号）を押し印した上で、返付する。

（製造所等の完成検査）

第9条 法第11条第5項の規定による完成検査を受けようとする者は、省令第6条第1項に規定する製造所等の完成検査の申請書を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請について、令第3章に規定する基準に適合していると認めるときは完成検査済証に、認めないときは危険物製造所等完成検査不適合通知書（様式第13号）に申請書1部を添付して申請者に交付する。

（製造所等の完成検査前検査）

第10条 法第11条の2第1項の規定による完成検査前検査を受けようとする者は、省令第6条の4第1項に規定する完成検査前検査の申請書を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請について、水張検査または水圧検査を行い、技術上の基準に適合していると認めるときは省令第6条の4第2項に規定するタンク検査済証（以下「タンク検査済証」という。）に、認めないときは危険物製造所等完成検査前検査不適合通知書（様式第14号）に申請書1部を添付して申請者に交付する。

（他の市町村等で検査を受けたタンクの取扱い）

第11条 令第8条の2の2の規定により他の市町村等で水張または水圧検査を受けたタンクで第4条、第5条および第7条の規定による設置または変更の申請をする者は、当該市町村長等が交付したタンク検査済証の写しを管理者に提出し、当該タンクの外観検査を受けなければならない。

（保安に関する検査）

第12条 法第14条の3の規定による保安に関する検査を受けようとする者は、省令第62条の3第1項に規定する保安に関する検査の申請書を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請について、技術上の基準に従って維持されていると認めるときは省令第62条の3第3項に規定する保安検査済証に、認めないときは保安検査

不合格通知書（様式第 15 号）に申請書 1 部を添付して申請者に交付する。

（製造所等の所有者等の住所、氏名、または名称の変更の届出）

第 13 条 製造所等の所有者、管理者または占有者（以下「所有者等」という。）は、住所、氏名または名称を変更したときは、危険物製造所等設置者住所、氏名または名称変更届出書（様式第 16 号）に完成検査済証を添付し、遅滞なく管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出書の提出があったときは、提出された届出書のうち 1 部に届出済の印証（様式第 17 号）を押印し、提出された完成検査済証に必要な事項を記入した上で、返付する。

（製造所等の譲渡または引渡しの届出）

第 14 条 製造所等の譲渡または引渡しを受け、法第 11 条第 1 項の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、省令第 7 条に規定する届出書に譲渡または引渡しがあったことを証明できる書類および完成検査済証を添付し、遅滞なく管理者に提出しなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出書の提出があった場合について準用する。

（製造所等において貯蔵または取り扱う危険物の品名、数量または指定数量の倍数の変更の届出）

第 15 条 製造所等の位置、構造または設備を変更しないで、当該製造所等において貯蔵し、または取り扱う危険物の品名、数量または指定数量の倍数（当該製造所等において貯蔵し、または取り扱う危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値（品名または指定数量を異にする 2 以上の危険物を貯蔵し、または取り扱う場合には、当該貯蔵または取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値の和）をいう。）を変更しようとする者は、その変更しようとする日の 10 日前までに、省令第 7 条の 3 に規定する届出書に完成検査済証を添付し、管理者に提出しなければならない。

2 第 13 条第 2 項の規定は、前項の規定による届出書の提出があった場合において準用する。

（製造所等の用途の廃止の届出）

第 16 条 所有者等は、製造所等の用途を廃止したときは、省令第 8 条に規定する届

出書に完成検査済証およびタンク検査済証の副本（交付を受けた製造所等に限る。）を添付し、遅滞なく管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出書の提出があったときは、提出された届出書のうち1部に届出済の印証を押印した上で、返付する。

（製造所等の使用の休止または再開の届出）

第17条 所有者等は、当該製造所等の使用を3か月以上休止しようとするときまたは休止した製造所等の使用を再開しようとするときは、その休止または再開する日の7日前までに、危険物製造所等使用休止・再開届出書（様式第18号）に完成検査済証を添付し管理者に提出しなければならない。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による届出書の提出があった場合について準用する。

（製造所等の軽微な変更の届出）

第18条 所有者等は、当該製造所等において法第11条第1項後段の規定による変更許可を要しない軽微な変更工事を行おうとするときは、当該工事を開始する日の7日前までに、危険物製造所等軽微な変更届出書（様式第19号）に作業明細書（様式第20号）を添付し管理者に提出しなければならない。ただし、工事の内容が極めて軽微であり、技術上の基準と関係を生じない場合はこの限りでない。

2 第16条第2項の規定は、前項の規定による届出書の提出があった場合について準用する。

（危険物保安監督者の選任または解任の届出）

第19条 所有者等は、危険物保安監督者を選任または解任したときは、遅滞なく省令第48条の3に規定する届出書を管理者に提出しなければならない。

2 所有者等は、危険物保安監督者を選任したときは、前項の届出に危険物取扱実務経験証明書（様式第21号）および危険物取扱者免状の写しを添付しなければならない。

3 第16条第2項の規定は、前項の規定による届出書の提出があった場合について準用する。

（予防規程の認可）

第20条 法第14条の2第1項の規定による予防規程の認可を受けようとする者は、省令第62条に規定する予防規程の認可の申請書を管理者に提出しなければならない。

い。

2 管理者は、前項の申請について、法第10条第3項の技術上の基準に適合していると認めるときは認可書（様式第22号）に、認めないときは予防規程不認可通知書（様式第23号）に申請書1部を添付して申請者に交付する。

（予防規程の保安役割分担の変更の届出）

第21条 所有者等は、予防規程の保安役割分担等に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、予防規程保安役割分担変更届出書（様式第24号）を管理者に提出しなければならない。

（1）保安の役割分担について、施設責任者および危険物保安監督者または職務代行者の変更

（2）危険物施設の点検について、点検責任者の変更

（3）自衛消防隊の任務分担について、自衛消防隊長および通報・連絡班または避難・誘導班もしくは消火・応急処置班の変更

2 第16条第2項の規定は、前項の規定による届出書の提出があった場合について準用する。

（危険物取扱作業に従事する者の届出）

第22条 所有者等は、当該製造所等において危険物の取扱い等の業務を行わせようとするときは、危険物取扱作業従事者届出書（様式第25号）に危険物取扱者免状の写しを添付し、遅滞なく消防長に提出しなければならない。

2 消防長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、提出された届出書のうち1部に届出済の印証を押印した上で、返付する。

（製造所等における災害発生の届出）

第23条 所有者等は、当該製造所等において火災、爆発その他の災害が発生したときは、災害発生の日から3日以内に、災害発生の経過等を記載した危険物製造所等災害発生届出書（様式第26号）を管理者に提出しなければならない。

2 第16条第2項の規定は、前項の規定による届出書の提出があった場合について準用する。

（許可書等の再交付）

第24条 第4条第2項（第5条第2項および第7条第2項において準用する場合を含む。）の許可書、第10条第2項のタンク検査済証または第12条第2項の保安検

査済証（以下「許可書等」という。）を亡失し、滅失し、汚損し、または破損した者は、許可書等再交付申請書（様式第27号）により、管理者にその再交付を申請することができる。

- 2 管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、許可書等の表面に「再交付」と朱書きでの表示および再交付年月日を記載し、再交付する。
- 3 許可書等を汚損し、または破損したことにより第1項の申請をするときは、申請書に当該汚損または破損した許可書等を添付しなければならない。
- 4 許可書等を亡失したため再交付を受けている者は、亡失した許可書等を発見した場合には、これを10日以内に管理者に提出しなければならない。

（完成検査済証の再交付）

第25条 完成検査済証の交付を受けている者は、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、または破損した場合には、省令第6条第3項に規定する完成検査済証再交付申請書に当該完成検査済証を添えて（亡失した場合を除く。）管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、完成検査済証の表面に「再交付」と朱書きでの表示および再交付年月日を記載し、再交付する。
- 3 完成検査済証を汚損し、または破損したことにより第1項の規定による申請をするときは、申請書に当該汚損または破損した完成検査済証を添付しなければならない。
- 4 完成検査済証を亡失したためその再交付を受けている者は、亡失した完成検査済証を発見した場合には、令第8条第6項の規定によりこれを10日以内に管理者に提出しなければならない。

（許可申請等の取下げ）

第26条 製造所等の設置もしくは変更の許可申請、仮使用の承認申請、完成検査の申請、完成検査前検査の申請、保安に関する検査の申請、予防規程の認可申請または危険物の仮貯蔵もしくは仮取扱いの承認申請を取り下げようとするときは、許可申請等取下願出書（様式第28号）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による取下願出書の提出があったときは、提出された取下願出書のうち1部に必要な事項を記入した上で、返付する。

（移動タンク貯蔵所の変更の許可の通知）

第27条 他の行政庁管内の者から鯖江・丹生消防組合管内へ移動タンク貯蔵所の譲

渡もしくは引渡しまたは常置場所が変更になる旨等の変更の許可の申請があり、完成検査済証を交付したときは、当該行政庁に危険物移動タンク貯蔵所変更許可通知書（様式第29号）にて通知しなければならない。

（危険物の収去）

第28条 法第16条の5第1項の規定により危険物等を収去するときは、危険物等収去書（様式第30号）に必要な事項を記入し、所有者等に交付する。

（立入検査の証票）

第29条 法第16条の3の2第3項および第16条の5第3項の立入検査をする消防職員の身分を示す証明書は、鯖江・丹生消防組合火災予防条例施行規則（平成18年鯖江・丹生消防組合規則第1号）第2条に規定する鯖江・丹生消防組合消防公務之証とする。

（移動タンク貯蔵所の常置場所の標識）

第30条 令第15条第1項第1号の規定による移動タンク貯蔵所の常置場所には、見やすい箇所に移動タンク貯蔵所である旨を表示した標識および火気を厳禁する旨を表示した標識を掲げなければならない。

2 前項の標識は、次のとおりとする。

（1）移動タンク貯蔵所である旨を表示した標識の色は、地を白色、文字を黒色とすること。

（2）火気を厳禁する旨を表示した標識の色は、地を赤色、文字を白色とすること。

（移動タンク貯蔵所の表示）

第31条 令第15条第1項第17号に規定する標識は、次のとおりとし、タンクの後部鏡板またはタンク後部に掲げなければならない。

（1）表示板の材質は、金属または合成樹脂とすること。

（2）表示色は、地を白色、文字を黒色またはタンク塗装色の明確な反対色とすること。

（手数料の納付の時期）

第32条 危険物の仮貯蔵もしくは仮取扱いの承認申請、製造所等の設置もしくは変更の許可申請、仮使用の承認申請、完成検査の申請、完成検査前検査の申請または保安に関する検査の申請に係る手数料は、当該申請をする際に納付しなければならない。

（書類の経由）

第33条 法、令、省令およびこの規則の定めるところにより、管理者に書類を提出するときは、消防長を経由して提出しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第34条 省令第9条に定めるものを除き、この規則の規定により提出する申請書および届出書の提出部数は、それぞれ正本1部および副本1部とする。

(委任)

第35条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 現にこの規則による改正前の鯖江・丹生消防組合危険物規制規則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書および届出書は、この規則による改正後の鯖江・丹生消防組合規制規則（以下「改正後規則」という。）の規定に基づき提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後規則によりなされたものとみなす。

4 この規則の施行の際現にある改正前規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。